

自家用車の後付け誤発進防止装置 設置にかかる費用の一部を補助します！

渋川市では、高齢者の安全運転を支援するため、自動車のブレーキとアクセルの踏み間違いによる急加速や急発進を抑制する装置（誤発進防止装置）の設置費用の一部を補助します。

装置の設置費の2分の1最大20,000円を補助します。

1 補助対象者

次の要件を全て満たす人が対象となります。

- ・ 本市に住民登録がある70歳以上であること
- ・ 自動車運転免許証を保有していること
- ・ 市税の未納がないこと
- ・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- ・ 暴力団員等でないこと



2 補助対象の装置及び自動車

次の要件を全て満たす装置及び自動車が対象となります。

- ・ 国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置（装置の認定情報は、国土交通省のホームページまたは取扱店でご確認ください）
- ・ 令和7年4月1日以降に設置された装置
- ・ ディーラー、自動車用品店等の設置業者で取り付けした装置
- ・ 普通・小型・軽自動車で、自家用車であること
- ・ 車検証の使用者が申請者であること

（残価設定型クレジット等で所有者が他者であっても対象ですが、リース契約による使用は対象外となります）

- ・ 車検証の有効期間があること

※ 誤発進防止装置があっても事故等を完全に排除できるわけではありませんので、ご注意ください。

3 補助金額

装置の設置に要した費用の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨て）
最大20,000円まで

4 申請時の提出書類について

※ 補助の対象者となるかや、対象の装置等については、事前に危機管理室まで、ご相談ください。

(自動車に装置を設置できるかは、自動車用品店やディーラー等で御確認ください)

① 誤発進防止装置を**設置後**、申請書及び添付書類を危機管理室へ提出してください。(郵送、メールでも受け付けています)

(1) 申請書(危機管理室窓口、市ホームページに用紙があります)

※市税未納状況等を確認させていただきます。

(2) 補助対象者の**自動車運転免許証の写し**

(3) 装置を設置した自動車の**自動車車検証の写し**

(電子車検証の場合は、**自動車検査証記録事項の写し**)

(4) 装置を設置した費用の領収書等の写し

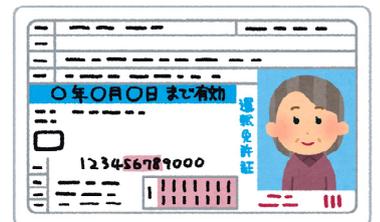
(5) 装置の概要を示す書類の写し(説明書等)

(6) 装置の設置写真又は設置が確認できる書類の写し

(7) 補助金交付請求書

② 設置後3か月以内に申請書及び請求書を提出してください。

③ 補助金交付決定及び確定後、補助金が振り込まれます。



5 申請期間

申請の受付期間は**令和7年5月1日(木)から令和8年3月13日(金)まで**となります。

※補助金交付は先着順となり、予算額に達した時点で受付を終了します。

6 補助申請の注意

- 装置の性質上、全ての自動車が対象になるわけではありません。
- 装置については、補助金の交付の日から1年間、譲渡、交換、売却、貸付、廃棄はしないでください。
- 補助金交付は先着順となります。購入を検討される場合には、事前に市へ受付状況をご確認ください。
- 誤発進防止装置の設置及び使用に伴い発生した事故及び損害について、市は責任を一切負いません。
- 御不明な点等がありましたら、下記問合せ先までお問合せください。

【問合せ先】 渋川市役所 危機管理室 安全安心係(本庁舎2階)
住所 〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地
電話 0279-22-2130
メール anshin@city.shibukawa.gunma.jp

